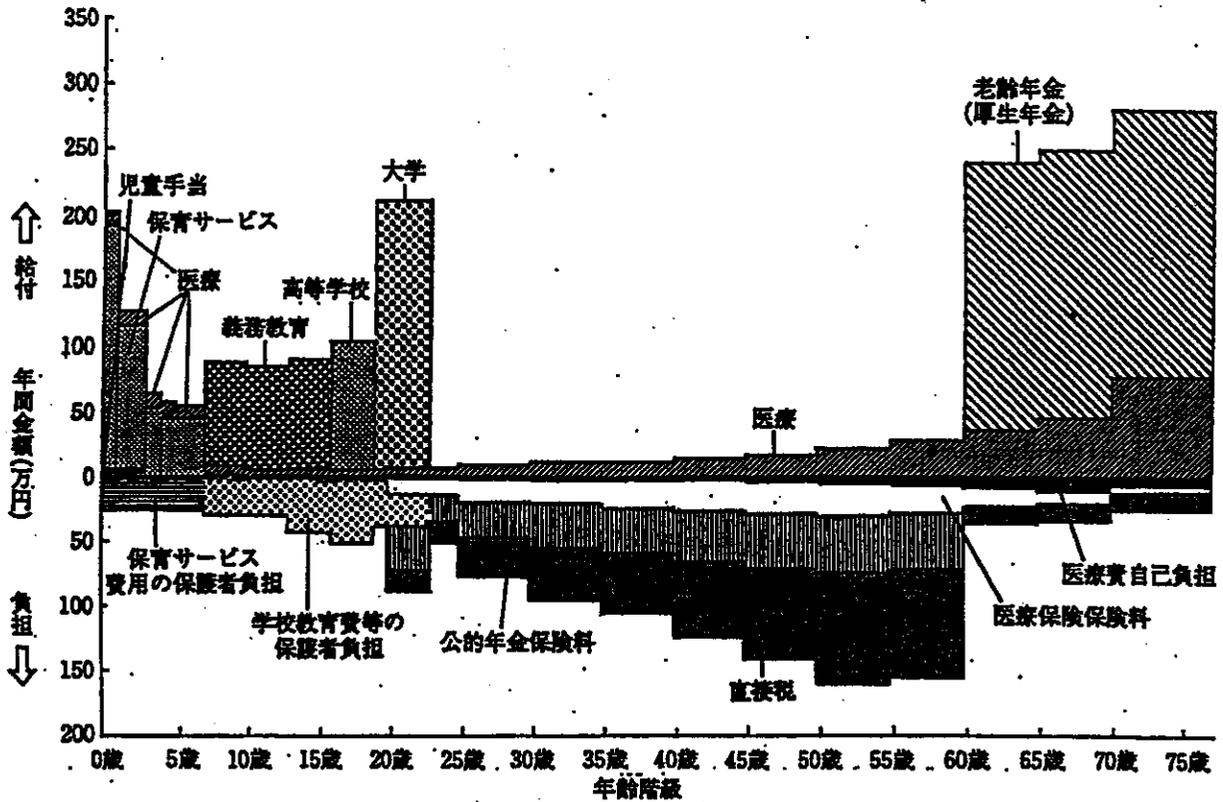


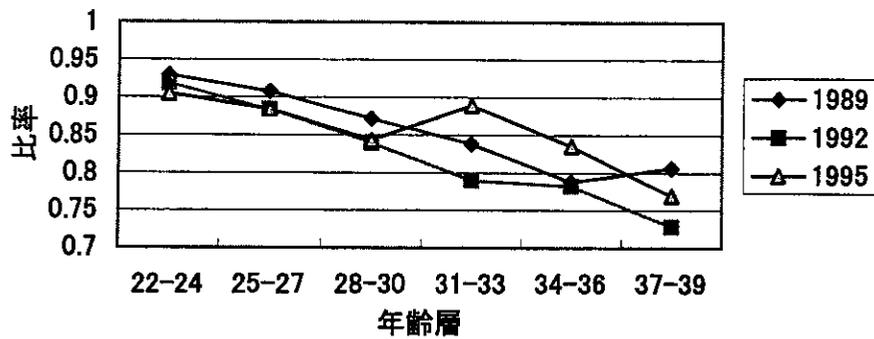
図1 ライフサイクルにおける社会サービスの給付と負担



■ 保育サービス費用負担 ■ 高等学校 ■ 義務教育 ■ 老齢年金(厚生年金) □ 医療保険保険料
 ■ 大学 ■ 保育サービス □ 学校教育費等の保護者負担 ■ 公的年金保険料
 ■ 直接税 ■ 児童手当 ■ 医療 ■ 医療費自己負担

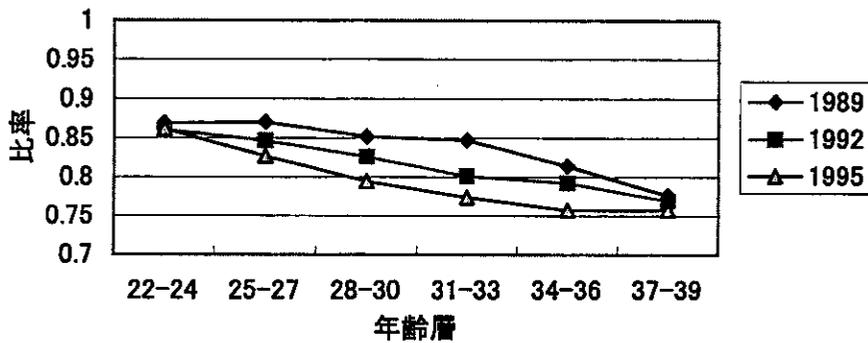
- (注) 1. 年齢階級別医療給付, 医療保険保険料, 医療費自己負担は厚生省保険局調査課試算結果(1997年度推計値)を用いた。
2. 老齢年金(厚生年金): 社会保険庁「事業年報(1996年度)」による平均支給額(月額17万円)を12倍して年額換算した。
3. 公的年金保険料及び直接税は総務庁統計局「家計調査」から、20~59歳は世帯主年齢別公的年金保険料及び直接税額を、60歳以上については高齢夫婦無職世帯の直接税額を用いた。なお金額は1か月分の平均なので、12倍して年額換算した。
4. 義務教育, 高等学校の教育サービスは文部省「地方教育費費用」(1996年度)から児童・生徒一人当たり学校教育費を、大学については文部省「学校基本調査」(1998年度)による1997年度の国立大学の学生一人当たり経費を用いた。
5. 学校教育費等の保護者負担は義務教育及び高等学校は文部省「子どもの教育費調査」(1996年度)の幼児・児童・生徒一人当たり学習費(総額, 公立学校), 大学については文部省「学校基本調査」による国立大学の学生一人当たり授業料収入額(1997年度)による。
6. 保育サービス, 保育サービス費用負担: 平成10年度平均保育単価及び保育利用料の平均徴取額(ともに月額)をそれぞれ12倍して推計した年額換算金額。
7. 児童手当は3歳未満の子ども一人の支給月額5,000円を12倍して年額換算した。

図2 年齢別にみた未婚女性に占める親と同居する者の比率



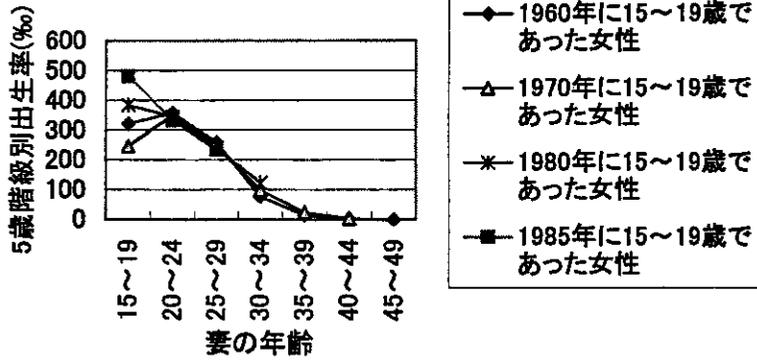
出所 国立社会保障・人口問題研究所「国民生活基礎調査を用いた社会保障の機能評価に関する研究」調査報告書付属統計表より作成
 注 1989は平成元年「国民生活基礎調査」1992年は平成4年「国民生活基礎調査」1995年は平成7年「国民生活基礎調査」に基づく付属統計表の結果からそれぞれ求めたグラフを示している。

図3 年齢別にみた未婚男性に占める親と同居する者の比率



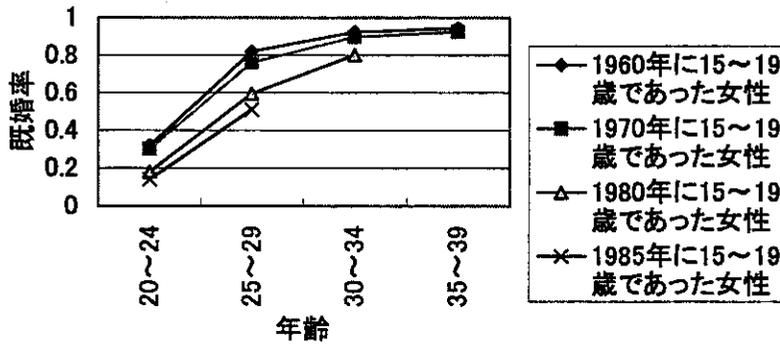
出所 国立社会保障・人口問題研究所「国民生活基礎調査を用いた社会保障の機能評価に関する研究」調査報告書付属統計表より作成
 注 1989は平成元年「国民生活基礎調査」1992年は平成4年「国民生活基礎調査」1995年は平成7年「国民生活基礎調査」に基づく付属統計表の結果からそれぞれ求めたグラフを示している。

図4 有配偶女子の年齢別出生率
(出生コウホート別)



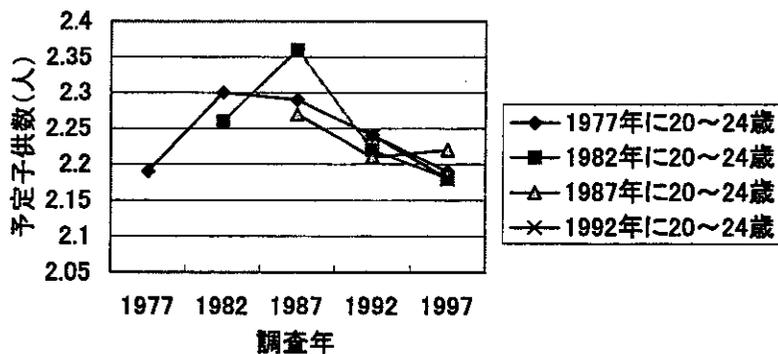
出所 「人口統計資料集 1998年版」国立社会保障・人口問題研究所

図5 女性の既婚率
(出生コウホート別)



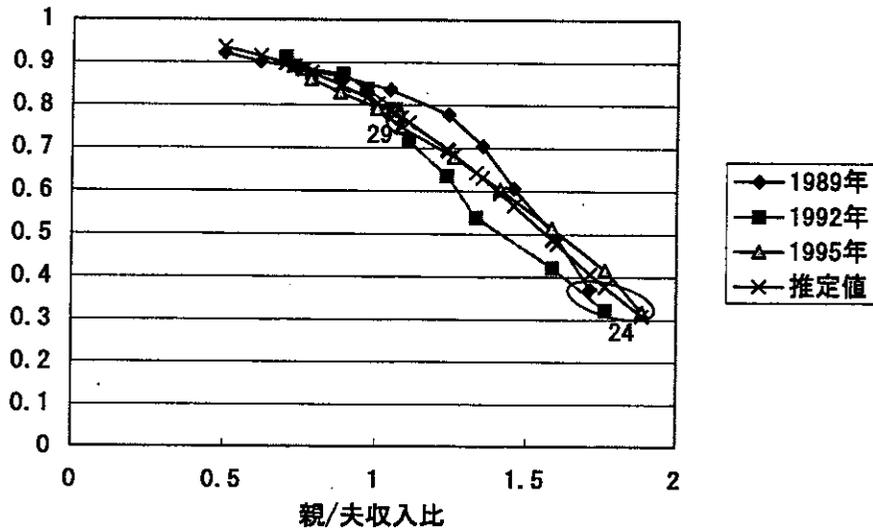
出所 「国勢調査」1960~1995, 総務庁統計局

図6 妻の年齢別予定子供数(出生コウホート別)



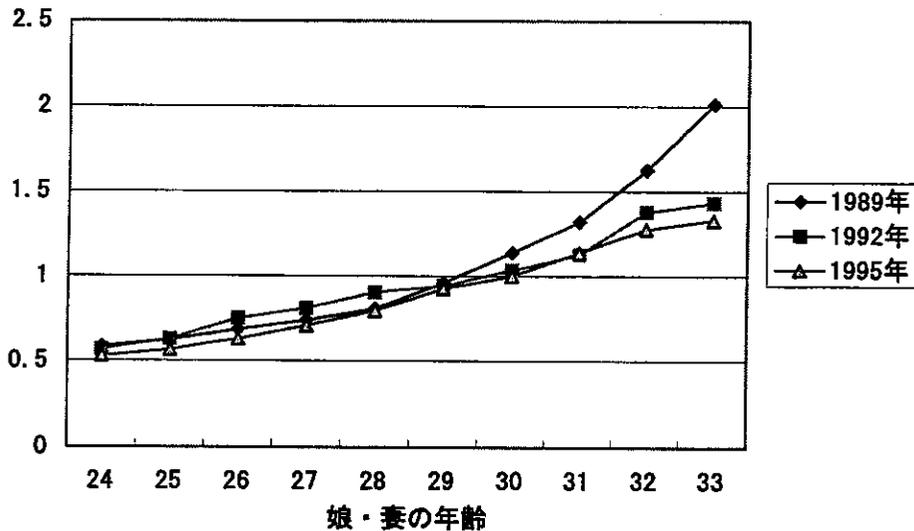
出所 「出生力調査」1977,1982,1987,「出生動向調査」1992,1997
国立社会保障・人口問題研究所

図7 親同居未婚女性（娘）の親の所得/夫（既婚男性）の所得
と結婚率の関係



出所 国立社会保障・人口問題研究所「国民生活基礎調査を用いた社会保障の機能評価に関する研究」調査報告書付属統計表より作成
 注 1989は平成元年「国民生活基礎調査」1992年は平成4年「国民生活基礎調査」1995年は平成7年「国民生活基礎調査」に基づく付属統計表の結果からそれぞれ求めたグラフを示している。横軸は親同居未婚女性（娘）の親の所得/夫（既婚男性）の所得の比率を、縦軸は結婚率を示している。

図8 女性の年齢別に見た（夫の所得/娘同居親の所得）



出所 国立社会保障・人口問題研究所「国民生活基礎調査を用いた社会保障の機能評価に関する研究」調査報告書付属統計表より作成
 注 1989は平成元年「国民生活基礎調査」1992年は平成4年「国民生活基礎調査」1995年は平成7年「国民生活基礎調査」に基づく付属統計表の結果からそれぞれ求めたグラフを示している。縦軸は夫（既婚男性）の所得/娘（親同居未婚女性）の親の所得の比率を、横軸は観察時点で女性が結婚して娘から妻になると想定して、女性の年齢をとっている。

第2章 労働市場の変化と子育て支援策の展開

—育児コストが賃金プロファイルに及ぼす影響とマクロ経済効果の考察—

金子能宏*

1990年代後半以降、世帯数と世帯構造の変化による消費の伸びの鈍化と、これに社会保障負担の増加がもたらす企業収益の伸び悩みによって、少子高齢化の影響は、社会保障財政のみならず、日本経済の動向にも影響を及ぼし始めている。こうした日本経済の基調の変化は日本的雇用慣行に影響を及ぼして、女性の就業形態の多様化など労働市場の変化を一層大きくしている。

終身雇用制の下では、労働者の生涯の生産性と人件費を等しくするように企業が賃金を決定するため、結婚、出産、育児を契機に継続就業が困難になる場合の多い女性の賃金が男性と比べて低くなる。その結果生じる男女賃金格差（女性の平均的な低賃金）が、留保賃金との比較で女性の就業率を引き下げる誘因となるという悪循環が生じる一因にもなっている。子育て支援策の拡充は、実証分析が示しているように女性の就業継続を促進するので、雇用形態の多様化が進んでもなお正規雇用者の終身雇用制が残る限り、子育て支援策は男女間の賃金格差を縮小させる可能性がある。これは、労働市場で女性の平均賃金を上昇させる影響を持つので、留保賃金との比較で決まる結婚、出産、育児時期の女性の就業率を上昇させる要因となる。子育て支援策は、労働市場が変化する中でなお残る日本的雇用慣行を踏まえても、なお男女間賃金格差と女性の就業率を高めるという好ましい影響を及ぼすことが期待される。

ところが、従来の経済成長論では、子育て支援策が理想子供数だけ子供を持ちたいと思っているのにそれができない人々に好ましい影響を及ぼして出生数を増やして人口増加率を上げると、かえって経済成長率が低下することが導かれてしまう。この論理に従えば、マクロ経済政策的には、子育て支援策は必ずしも好ましいものではなく慎重に対処すべき問題になってしまう。しかし、このような帰結を導く経済モデルの前提を緩めて、子育て支援策の効果を人口成長率への影響のみならず、企業行動の組織的生産活動に寄与する外部経済をもたらす影響を含めるように拡張すると、子育て支援策は人口成長率と経済成長率をともに上昇させる場合があることを示すことができる。経済構造を示すパラメーターの値によってこのような結果が成り立つ場合とそうでない場合があることは事実であるが、もしこのような場合が成り立つ場合には、子育て支援策は、経済成長率を高める影響を及ぼすので、マクロ的な経済政策の観点からも支持されることになる。

*国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部

**本稿の作成に当たり、一橋大学経済研究所の淺子和美教授と国立社会保障・人口問題研究所の府川哲夫社会保障基礎理論研究部長から有益なコメントを頂いた。記して謝意を表したい。もちろん、本稿における見解の責任は筆者個人に帰すものであることをお断りしておきたい。

労働市場の変化と子育て支援策の展開

—育児コストが賃金プロファイルに及ぼす影響とマクロ経済効果の考察—

1. はじめに

1. 1 少子高齢化と日本経済

少子高齢化が日本経済に及ぼす影響は、これまで将来の労働力や年金財政と関連する長期的な経済問題として取り上げられてきた<注1>。確かに、1997年の将来人口推計によれば(図1)、総人口の増加率がマイナスになるのは2009年であり2010年が人口減少社会の始まりになるので、少子高齢化の経済問題は将来の問題として扱う理由がないわけではない。しかし、この推計は同時に、2000年には生産年齢人口(15～64歳人口)の増加率がマイナスになることを示している。人々のライフサイクルにおける消費パターンから見ると、生産年齢人口は、結婚、出産により世帯人員数が増えて消費が増え、ついで子供の教育や住居の広さを広くするための住宅購入などを通じてさらに消費が増える要素を持った年齢層である。このような生産年齢人口と総需要との関係に注目すれば、1990年代後半は、人々のライフサイクルにおける世帯の変化がもたらす需要創出効果が小さくなり始めた時期に当たると考えることができる<注2>。1995年以降、ゼロ金利政策が採られているにもかかわらず経済成長率が低い水準を推移していることは、こうした人口構成の変化が有効需要を変化させ始めたことと無関係ではないだろう。

図1 年齢3区分別人口：1884～2100年

少子高齢化は、家計消費のみならず、社会保障負担の変化を通じて企業行動にも影響を及ぼす。1990年代には、年金給付の増加と老人保健制度に基づく医療給付の増加を賄うために、社会保険料率の引き上げが行われた(ただし、1999年の年金改革では景気対策を図るため年金保険料率引き上げを延期した)。また、こうした社会保障給付費の国庫負担を補うために消費税率が引き上げられた。その結果、1990年代後半にはいると、社会保障負担が企業に及ぼす影響と、世帯構造の変化や上に述べた家計消費の伸び悩みとが重なって、企業収益の低迷が続いている。そして、企業の経営環境が厳しくなった結果、年功賃金制、終身雇用、安定的労使関係によって特徴づけられてきた日本的雇用慣行の見直しも、1990年代後半に入って一層進んだ。労働基準法の改正により裁量労働の範囲が広がり、年俸制を採用する企業が増え、部分的に能力主義的人事が活用されるようになった。また社会保険料負担や年功賃金が人件費を高くしている正規社員をその負担が比較的低いパート・タイム労働や派遣労働へシフトさせる企業も増大した<注3>。

パート・タイム労働や派遣労働に従事する労働者は女性である場合が多く、その結果、1980年代以降、女性の雇用労働力率の増加傾向が男性のそれを上回るようになった。実際、男性の雇用労働力率(年齢計)は1975年の75.0%から、1990年の81.1%、1995年の82.3%しか伸びていないのに対して、女性の雇用労働力率は、1980年の64.2%から、1990年の75.4%、1995年の79.4%にまで上昇した。こうした女性の職場進出が進んだにも拘わらず女性の正規雇用や男性と対等な

昇進機会の確保が不十分であったため、1987年に男女雇用均等法が施行された。さらに、女性にとって結婚、出産、育児などにより就業継続が困難になる場合が多いため、1993年に育児休業法が施行された。また、子供を持ちながら働く女性の育児負担を軽減し子供にとって保育が欠ける状態をなくすために、保育所の整備も段階的に進められた。

厚生省は、1990年に「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」を設置して関係省庁の連携を模索しながら、「たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会（略称：子どもの未来21プラン研究会）」（1992年～1993年）と保育問題検討会（1992年～1994年）を設置して検討を進めた。その結果、文部省、厚生省、労働省、建設省の4省が合同して「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を提案して、措置制度を残すという制約はあったものの、保育サービスの充実、民間保育の活用、保育所選択制度の導入など新しい保育所整備の視点が示された。同時に、このプランを実施する計画として、大蔵省、厚生省、自治省の3省合同による「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（緊急保育対策等5ヵ年事業）が策定された。

さらに、厚生省は、1996年3月に、児童福祉法が制定されて50年にあたる1997年を前に、児童福祉法の改正を含む望ましい児童家庭福祉制度の再構築を検討するために、中央児童福祉審議会に基本問題部会を設置した。この基本部会は、同年12月、「少子社会にふさわしい保育システムについて」など3つの中間報告書を提出した。保育所に関する報告では、利用しやすい保育所の実現が提言され、具体的な方法として利用者に対する保育所情報提供の拡充、保育所や保育サービスの選択を可能にすること、通常保育時間の延長、保育料の公平な負担をめざすために応益負担方式や均一保育料制を採用することなどが取り上げられている。さらに放課後児童の保育や、認可外保育施設、ベビーシッターサービス、家庭内保育（保育ママ）、子育てサークルなどを重要な保育資源として位置付け、活用することが提言された。

1. 2 子育て支援策の必要性

このような政策提言が出された背景には、雇用者として働く女性が増加したにも拘わらず、保育所の整備などを含む子育て支援策が不十分であるために、子供がほしいのに子供を持てなかったり、子供が少なくなったりする場合が生じてしまうことがあるからである〈注4〉。18歳以上40歳以下の男女を対象に1997年7月に実施された『結婚と出生・育児に関する基礎的調査』（厚生省大臣官房統計情報部）によれば、仕事をしている女性の理想の子供数（2.4人）と仕事をしていない女性の理想の子供数（2.5人）には大きな差がないのに対して、実際の子供数では仕事をしていない女性の子供数（1.35人）の方が仕事をしている女性の子供数（0.9人）よりも多かった。このことは、望ましい子育て支援策は、子供をこれから持とうと思っている女性や仕事を持ちながら現状ではなかなか子供が持てない女性にとって、理想子供数と実際の子供数との乖離をできるだけ少なくするような政策であることを意味している。この調査では、さらに踏む込んで、このような問題が子育て支援策の充実により解消されるかどうかを調べるために、子育て支援策の個別内容ごとに、もし個々の子育て支援策が一層充実したならば理想子供数の子供を持とうとする人の割合を調査した。

図2は、この調査結果のうち、子育て支援策が充実したならば理想子供数の子供を持とうとする人の割合を女性について就業状態・就業形態別にみたものである。育児休業期間中の賃金の保障の充実と育児休業期間の延長は、就業している女性が特に求めている支援策である。保育所の

充実(必要な人が必要なときに便利な場所で保育が受けられる環境)、保育料の軽減、出産時の一時金や出産祝い金等の支給、児童手当支給額の増額、税負担の軽減、教育費用の軽減は、働く女性と仕事をしていない女性それぞれについてみると、これらの政策により理想子供数の子供を持つかまたは持とうと検討する女性の割合が、そうでないと答えた女性の割合よりも高くなっている。特に、保育料の軽減は、働く女性の3割以上がこれにより理想子供数の子供を持つと答えている。この傾向は正規就業者と短時間就業者に共通して見られる。また、放課後児童クラブ(学童保育)や一時的に子供を預かってくれる公的施設の整備も、働く女性の2割以上がこれにより理想子供数を持つとすると答えている。これに対して、受験戦争の解消などゆとりある教育の実現、子育て環境の整備(遊び場の確保、ゆったりおおらかに育てられる環境)、子育てを社会的・経済的に評価する社会の実現など、子育ての環境や教育環境を改善する子育て支援策の効果に関する集計結果からは、働く女性よりも仕事を持たない女性の方が高く評価していることが示されている。このような差異は就業形態別にみても見いだされ、働く女性の中で比較すると、これらの子育て支援策の効果は正規就業の女性よりも短時間就業の女性の方が高く評価している傾向が見いだされる。

図2 子育て支援策が充実すれば理想子供数を持つと思う女性の割合

このように、子育て支援策の具体的内容は多岐にわたるが、今日、育児休業制度などを含む育児と就業の両立がしやすい職場環境の整備、保育所の充実とその負担の軽減、学童保育など就学時期の子供の社会的ケアに対する要望が高いことが分かる。これらの子育て支援策のうち、本稿では、育児と就業の両立支援策と保育所の整備を労働市場の変化と関連づけながら概観するとともに、これらの政策がさらに充実された場合、わが国のマクロ経済にどのような効果を及ぼすかについてモデル分析を行う。本章でモデル分析に注目するのは、本章に続く章で、個々の子育て支援策が女性の就業行動に及ぼす影響の実証分析や子供の社会的ケアと代替的な夫の子育てへの参加など家族内の個人行動に関わる実証分析が取り上げられるからである。

本章の構成は次の通りである。次の節では、女性の労働力率の動向を年齢別、就業形態別に見ながら、男女雇用均等法や育児休業法の施行など雇用政策に関わる子育て支援策(育児と就業の両立支援策)を概観する。第3節では、保育所の整備状況とその問題を、労働市場の変化と関連づけながら概観する。第4節では、育児と就業の両立支援策や保育所の充実それぞれと育児コストとの関係を考察した上で、両者が育児コストを軽減することを通じてマクロ経済に及ぼす影響を、モデル分析によって検討する。最後に、本章のまとめと今後の課題を述べる。

2. 労働力率の動向と育児と就業の両立支援策

2.1 終身雇用制と女性のM字型労働力率

わが国の女性の労働力率の特徴は、就業構造に占める第2次産業や第3次産業の割合が増加するにつれてどの年齢層でも上昇してきた傾向があるのに対して、年齢階級別にみると労働力率がM字型カーブを描くことである。第1次産業の割合が5割以下になり、雇用労働力率が増加する前提となる第2次産業と第3次産業を合わせた割合が一貫してこれを上回るようになったのは、わが国の出生率が人口置換率を下回って少子化社会へ転換し始めた1970年代である。第2次産業の就業者割合は、1970年代は増加したが1980年代には横這いとなり、1990年代になると低下

した。これに対して第3次産業の就業割合は1970年以降一貫して増加している。こうした就業構造の変化は、女性の雇用率の上昇をもたらした。女性の雇用労働力率（年齢計）は、1975年は60.0%だったが、1980年は64.2%、1990年は75.4%となり、1995年には79.4%にまで上昇した（このような一貫した雇用率の上昇傾向は男性には見られないことは、1節で指摘した）。

表1 総人口、合計特殊出生率、産業別就業者割合の推移（男女計）、

表2 男女別に見た労働力率、雇用労働力率等の推移

これに対して、女性の労働力率を年齢別にみると、労働市場に参入する20歳代前半までは労働力率は増加するが、結婚、出産、育児時期にあたる25歳から34歳までは労働力率が低下する傾向があり、この年齢以上の年齢階層では再び労働力率が上昇する（図3）。女性の年齢別労働力率が結婚、出産、育児期に低下する傾向は、アメリカ、スウェーデン、イギリスなどでは見られない（図4）。わが国の女性の労働力率がM字型になる要因には、乳幼児時期の子育ては自分の手で行うのが望ましいという女性（及び夫）の選択があるかもしれないが、より重要な要因は結婚、出産、育児に伴って就業継続が困難になる雇用環境がある。

図3 性・年齢別労働力率；1960～95年

図4 年齢別にみた女性の労働力率（国際比較、最新年）

終身雇用制の下では、企業は、労働者の引退時期までの生産性の現在価値とこれに対する人件費の現在価値をバランスさせるように雇用管理を行う。すなわち、企業は、年功賃金により長期勤続にメリットを与えて労働者が企業内訓練や熟練を通じて生産性を上げ、長期的に企業の実業生産性上昇に寄与することを期待する。そのため、労働者には継続就業が求められ、職業能力や管理能力を向上させる意図も含めて配置転換や転勤が求められる場合がある一方、企業は景気変動や経営環境の変化に対しても解雇をできるだけ少なくするように努め、人員削減が必要な場合でも転籍、出向などで対応する場合もある。こうした終身雇用を伴う雇用環境では、出産、育児に伴う就業継続の困難は企業的人的資本蓄積に対してサックコストを生じさせる可能性があるため、企業が女性労働者を正規労働者として雇用することや、管理職まで昇進するキャリア社員として雇用することを回避する経済的誘因が生じてしまう。この結果と年功賃金制度とが合わさって、男女間賃金格差が生じて女性の市場賃金が低くなる（図5）。

図5 年功賃金プロファイル

男性は、配偶者が出産、育児期にあたる年齢になっても離職する確率が非常に低いので（図5ではゼロを仮定）、男子労働者の生産性曲線（労働の限界生産物価値の期待値を年齢ごとに結んだ線）は就職時点から退職時点まで直線になる。男子労働者の年功賃金プロファイルは、企業定着を図るために、若年期には生産性を上回る水準となるが、中高年期には企業が若年期の支出と退職金の費用を回収するために生産性を下回る水準となる右上がりの曲線になる。賃金プロファイル（野線で示された直線）の傾きは、生産性曲線の下側の面積（金額）が賃金プロファイルの下側と退職金・企業年金を合わせた面積（金額）に等しくなるように決まる。

一方、女性は、子育て支援策が十分整備されていない場合には出産、育児の年齢になると離職する確率が男性に比べて高くなるのでこの時期の限界生産物の期待値は男性よりも低くなる。そのため、女子労働者の生産性曲線は、出産・育児時期に男性の生産性曲線よりも下側に屈折する（一点破線で示された直線）。女性の賃金プロフィール（縦軸から始まる一点破線で示された直線）の傾きは、このように下側に屈折した生産性曲線の下側の面積（金額）が賃金プロフィールの下側と退職金・企業年金を合わせた面積（金額）に等しくなるように決まるので、男性のそれよりも小さくなる。その結果、男女間賃金格差が生じる。

このように、子育て支援策が不備な場合に結婚、育児、出産の時期における離職率の男女間差がもたらす限界生産物の期待値の差から、女性の市場賃金が低くなり、留保賃金との格差が縮小するために、出産、育児を契機として女性が離職するケースが多くなってしまふ（図6）。

図6 男女間賃金格差が女性の就業継続を困難にする要因

すなわち、出産・育児時期以外の場合は留保賃金が女性の生涯で見た場合相対的に低いので、男性よりも低い賃金が市場賃金として企業から示されても就業して、時間だけの労働供給を行う。これに対して、図6が示すように、出産・育児時期の場合、子育て支援策が不十分であるならば働く場合に子育てを私的に賄うための費用を労働の機会費用として考慮しなければならなくなるので留保賃金が相対的に高くなる。その結果、右の図のように、男女間賃金格差により市場賃金として示される賃金が留保賃金より低い場合が生じて、就業しないことを選択するケースが生じる。

このような問題に加えて、雇用管理・昇進における男女間格差も影響を及ぼしている。すなわち、女性が正規労働者として雇用されても、一般職として採用されているため管理職として昇進する長期的な展望がもてないために、出産、育児を契機とした離職が多くなるという社会心理的な要因も作用してしまう。その結果、年齢別にみた女性の労働力率がM字型を描くことになる。

これに対して、アメリカやオランダでは、終身雇用という雇用慣行が見られず、女性労働者にとってこのようなハンディキャップが大きくないため、出産、育児を契機とした離職が比較的少ない結果、年齢別労働力率はM字型ではなく男性と同様の台形になっている（図4）。

2. 2 育児と就業の両立支援策の普及

日本的雇用慣行の下で女性が直面している雇用管理上のハンディキャップを是正して、女性の職場進出をさらに促進するとともに、育児と就業の両立支援を行うために採られた施策が、男女雇用均等法（1985年施行）と育児休業法（1992年施行）である。

現在、男女雇用均等法が施行されて15年が経過し、女性の正規雇用労働者数は着実に増加している。『労働力調査』によれば、女性の常雇労働力率（非農林・常用雇用者数／生産年齢人口）は、1986年から1996年に至る10年間に24.9%から31.2%に増加した。また『賃金センサス』によれば、女性の正規労働者の平均勤続年数は1986年から1996年までの間に6.9年から8.2年に増加した。このような勤続年数の増加は、男女雇用均等法によって職場環境が変わり、女性雇用者が結婚、出産、育児などを理由に離職することが徐々に減少し、継続就業することが多くなったことを示唆している。また、育児休業法の施行により、育児休業を申し出た女性雇用者に対して企業は1年以下の育児休業を与えなければならなくなった結果、育児休業制度は大企業のみならず中小企業にも普及した（企業規模別の育児休業実施事業所割合は50%以上にまで増加した（表

2))。さらに、1995年の雇用保険法改正によって休業中に休業前賃金の20%の賃金補助が支給され、復職後に休業前賃金の5%に休業期間をかけた額の賃金補助が給付されることになった。

このように育児休業制度とこれに関連する制度が整備されてきたにも拘わらず、育児休業制度の普及には企業規模間や産業部門間で格差が見られる。育児休業の普及を育児休業実施事業所割合の推移でみると、産業計・事業所規模計ではその割合は傾向的に増加し続けており、育児休業法施行以後の増加は顕著である。しかし、産業別、企業規模別に見ると育児休業制度の普及には格差があることが分かる。運輸・通信業では育児休業実施事業所割合が比較的早い時期から高かったのに対して、金融・保険業では育児休業法施行以後この割合が上昇した。サービス業は、教育を含むようになった1981年以後に育児休業実施事業所割合が40%に達したが、その後普及のテンポは緩やかである。製造業では、この割合の伸びは低く1993年度においても44.6%である。企業規模別に見ると、従業員数500人以上の事業所では早くから育児休業制度が普及していて、1993年の育児休業実施事業所割合は95.2%であった。また、従業員100～499人規模では、1993年以降実施事業所割合が72.2%まで上昇した。しかし、従業員100人未満の事業所では育児休業実施事業所割合は45.1%に留まっている。

育児休業制度の普及が女性の就業継続に寄与することは、同法施行前の時点における『就業構造基本調査』を用いた樋口(1994)、同法施行後の大阪府による企業調査を用いた富田(1995)、『消費のパネル調査』(家計経済研究所,1994年～1995年)を用いた大日・滋野(1998)などのプロビット分析や、『女性の職業意識と就業行動に関する調査』(日本労働研究機構,1995年)を用いた森田・金子(1998)によるハザード分析などによって検証されている。また、育児休業制度や育児時期の雇用環境を育児と両立しやすいものに変えることなどが実施されるならば、理想の子供数だけ子供を持つと考える女性の割合が高いことは、1節でみた調査を見ても明らかである。従って、労働市場が変化して女性の雇用労働力率が高まっていく今日、子供を持ちたいと思いながらそれが実現できない女性にとって育児休業制度と関連制度が有効に機能するように雇用環境を整えていくことが、今日もなお子育て支援策の重要な課題であることが理解されるだろう。

3. 保育所の整備状況とその問題点

保育所の施設数は、高度経済成長が進むにつれて第2次産業、第3次産業における女性雇用者の増加とともに急速に増加した。1960年の保育所施設数は9,782だったが、1965年に11,199となり、1970年には14,101となった(表3)。1970年代はじめに第1次産業の就業者割合よりも、第2次産業と第3次産業をあわせた就業者の割合が上回り、その後、第3次産業の就業者割合が増加し続けて、サービス経済化と呼ばれる状況が労働市場に現れた。その結果、小売・卸売など流通業において女性のパートタイム労働者が急速に増加したことを端緒に、事務系職種においても基幹型パートと呼ばれる女性労働者が増加したり、派遣労働者が増加したことによって、女性の就業形態の多様化と雇用労働力率の上昇が続いたのである(表2と表3)。『労働白書』によると、女性の雇用労働者数は、1970年の1,096万人から、1980年の1,354万人、1985年の1,548万人を経て、1990年には1,834万人となり、2000年には2,116万人に達している。そのうち、パートタイム労働者の占める割合は、『労働力特別調査』によると、1980年には19.3%であったが、その後増加し、1990年には27.0%となり、2000年には32.0%にまで上昇した。また、2000年には派遣・嘱託その他の労働者が女性雇用労働者に占める割合が4.2%に達している(なお、派遣社員が雇用労働者に占める割合は1.2%)。一方、自営業者に占める女性の割合は1970年代から

1980年代前半にかけて増加したが、1980年代後半からその割合が低下した。また、就業者に占める自営業者の割合も低下している結果、自営業者として働く女性の数は近年低下している。しかし、雇用労働者の増加が著しいために、女性の就業者数は近年一貫して増加している。

表3 女子就業者数、出生数等と保育所数、保育所入所児数の推移

表4 女性の就業形態の多様化：パートタイム労働者等の推移

このような労働市場の変化を受けて、1980年代から1990年にかけて保育所施設数の増所が引き続き図られた。さらに、1990年代にはいると、合計特殊出生率が著しく低下し、先進諸国の中でも特に低い水準となったことから、少子化対策の必要性が認識されるようになった。その1つの理由は、1節でみたように、リプロダクティブ・ライツと子供の尊厳を尊重しながらも、子育て支援策の不備が持ちたいと思っている子供数よりも少ない子供しか持てない状況を生み出していることが認識されるようになったことである。こうして、1990年代には、1.2と2.2で述べたように、保育所の整備を含む子育て支援策と育児と就業の両立支援策それぞれの充実が図られるようになった<注5>。

しかし、バブル経済崩壊後の長引く不況の中で、1970年代や1980年代ほどには女性雇用者の労働需要は大幅に増加せず、自営業者の減少も影響して、保育所へのニーズがサービス経済化の進展によりパートタイム労働者や派遣労働者などの需要が多い大都市周辺地域に偏在する傾向が現れ始めた。その一方で、合計特殊出生率には地域格差があるものの、少子化が全国的に進んだため、地方都市においては工場団地などの進出に応じて1970年代や1980年代に増加した保育所の定員が充足されない状況が現れ始めた。そのため、1980年代以降、在所率の低い2施設を合併したり、小規模の3歳未満児保育所を通常の規模の保育所に統合するなど、保育所の統廃合が一部で始まっている。しかし、こうした保育所に対するニーズの地域的偏在に対して、保育所サービスの供給を伸縮的に調整することは必ずしも十分ではなく、現実には保育所待機児数が多い都府県ほど女性の労働力率が低いというミスマッチの状況が続いている(図7-1、図7-2)。

図7-1 保育所待機児童率と女性の労働力率の関係(25-29歳)

図7-2 保育所待機児童率と女性の労働力率の関係(30-34歳)

かくして、子育て支援策の一環として、保育所の需給関係において生じているミスマッチを是正しながら保育所とそのサービスを充実していく問題は、関係省庁の連携を必要とする重要な政策課題となった。そこで、政府は、1999年5月に、関係閣僚による「少子化対策推進関係閣僚会議」を発足させた。この会議は、エンゼルプランを引き継ぐものとして「少子化対策推進基本方針」を1999年12月17日に決定し、その基本的方針を「中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針」として公表した。この基本方針に基づいて、厚生、文部、建設、労働、大蔵、自治省は6大臣合意による「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)を1999年12月19日に策定した。新エンゼルプランは、従来のエンゼルプラン及び緊急保育対策等5カ年事業を見直し、子育て支援策を、保育サービスの充実、雇用環境の整備、働き方、母子保健医療、教育環境、教育費負担の軽減、住まい・町づくりという8分野にわたって整理した上で、2000年度から2004年度までに重点的に推進すべき子育て支援策の具体的実施

計画を示している。

こうした保育所の整備が、現状では持ちたいと思うだけの子供を持ってないでいる女性の出生行動に好ましい影響を及ぼすことが期待される(1節でみた『結婚、出生、育児に関する基礎調査』)。また、駒村(1997)によれば保育所サービスによって女性の就業率が上昇することが検証されているが、これを踏まえれば、こうした保育所の整備は女性の就業率を一層高める可能性がある。ただし、駒村(1997)では、実証分析にあたって女性の家族の世帯属性や保育所の費用負担に関する考察がデータの制約から必ずしも十分ではなかった。本章に続く実証分析では、こうした問題点に配慮しながら、就学期前の子供を持つ女性とその配偶者に関するマイクロ・データを用いた分析が示される。子育て支援策の中で、利用しやすい保育所の整備が女性の就業行動や出生行動に期待される効果を発揮するかどうかは、こうした実証分析の展開を待たなければならない(注2)。

しかし、子育て支援策の評価は、こうしたマイクロ・データを用いた実証分析だけで十分であるとは必ずしもいえない。子育て支援策がこれだけ政府の重要政策として位置づけられたのは、少子化の進行が予想以上に速くこれが日本経済に及ぼす影響が危惧され始めたからである。リブダクティブ・ライツと子供の尊厳を考慮すれば、子育て支援策と呼ぶべきものが少子化対策と呼ばれる背景もここにある。従って、本稿では次に、育児と就業の両立支援策と利用しやすい保育所の整備とを合わせた子育て支援策の意義を、マクロ経済への影響を視点として考察する。

4. 子育て支援策が経済成長率に及ぼす影響：モデル分析

4. 1 モデルの構成

子育て支援策がマクロ経済に及ぼす影響を分析するために、この節で用いるモデルの枠組みは内生的成長モデルである。ソロー・スワン・トービンが提示した新古典派経済成長モデルやこれに消費・貯蓄の最適化を含めた最適成長モデルでは、人口成長率や技術進歩率を所与とすると、どの経済も1人当たり資本ストックと1人当たり国民所得が同じ率で成長する均整成長経路に至ることが知られている。しかし、現実の経済は、IT革命によって経済成長を続けるアメリカ経済や、市場社会主義のもとで経済成長を続ける中国経済がある一方、依然として1人当たりGDPが増加せず人口増加によってかえって貧しくなっている発展途上国がある。このように従来の経済成長モデルでは必ずしも説明できない現実を新たな経済理論によって解明しようとしたものが、内生的経済成長モデルである。内生的成長モデルには、経済成長の要因(成長のエンジン)として技術開発、教育による人的資本蓄積などを挙げるモデルや、人口成長率を内生的に扱うモデルがある。

この節では、人口成長率を内生的に扱うRazin and Sadka(1995)の経済成長モデルに、子育て支援策の効果を組み入れることによって、子育て支援策が経済成長に及ぼす影響を分析する。Razin and Sadka(1995)のモデルの特徴は、個人が経済行動の選択を行う際に考慮する効用が自らの消費水準のみならず将来の子供の数とその子供たちの消費水準にも依存するという(いわゆる王朝モデル)、個人の時間の配分が子育てにあてられる余暇時間と所得の稼得にあてられる労働時間とから成ること、及び生産要素に関して収穫不変の生産関数を用いることである。

まず、自らの選択が将来の子供に影響を及ぼすことを含めた個人の効用関数は、

$$(1) \quad U = \sum_{t=0}^{\infty} \beta^t a(n_t) u(c_t),$$

となる。ここで、 β は主観的割引率、 n_t は個人とその子供からなる家系の t 期における子供の数、 c_t は t 期における家系の構成員の消費水準、 $u(\cdot)$ は t 期における効用関数 ($u' > 0$, $U'' < 0$)、 $a(\cdot)$ は将来の子供に対する個人の思いやり (altruism) の程度を表す単調増加関数である。さらに、関数 $a(n_t)$ と t 期における効用関数 $c(c_t)$ の関数型をそれぞれ、

$$(2) \quad a(n_t) = n_t^{-\alpha}, \quad \alpha > 0, \quad u(c_t) = c_t^{-\sigma} / \sigma, \quad 0 < \sigma < 1,$$

とする。従って、家系をもつ個人の効用関数は次のように表される。

$$(3) \quad U = \sum_{t=0}^{\infty} \beta^t n_t^{-\alpha} c_t^{-\sigma} / \sigma, \quad \alpha > 0, \quad 0 < \sigma < 1.$$

個人の時間配分は、子育てにあてる時間 v_t と労働供給 l_t に分けられるが、配分できる時間は各期において一定であると仮定する。つまり、

$$(4) \quad l_t + v_t = 1,$$

とする (総保有時間は1と基準化)。子育てにあてる時間 v_t を妊娠、出産、育児にあてる時間と解釈する、妊容性を所与としても子育てにあてる時間が長いほど理想子供数に近い子供数を出産することになるので、 v_t は人口成長率 (n_{t+1}/n_t) を増加させるように作用する。また、保育所などの子育て支援策が実施されると、個人にとって子育てにあてる時間が同じであっても、「結婚、出生、育児に関する基礎調査」が示すように理想子供数を実際に持とうとする人の割合が増加するので、この経済における子供数は増加すると考えられる。従って、 t 期における子育て支援策の財源 (負担) を b_t 、子育て支援策の効果を $\theta(b_t)$ とすると、人口成長率 $g_t (= (n_{t+1}/n_t) - 1)$ は、

$$(5) \quad (n_{t+1}/n_t) = v_t e^{\theta(b_t)} \quad \text{すなわち、} \quad 1 + g_t = v_t e^{\theta(b_t)},$$

と表すことができる。ただし、子育て支援策の負担が増えるほどその効果が増すが、人口が無限に増加することはないと仮定する。すなわち、 $0 < \theta(b_t) < \infty$, $\theta'(b_t) > 0$ 、とする。

一方、生産関数については、内生的経済成長モデルでしばしば仮定されるように、生産要素に関して収穫不変を仮定する。従って、 t 期の1人当たり資本ストックを k_t とすると、この経済の産出量 y_t は、

$$(6) \quad y_t = A(\theta(b_t))k_t, \quad A > 0,$$

となる。 A は経済全体の生産性を示す正のパラメーターであるが、これは子育て支援策の効果 $\theta(b_t)$ に依存して増加すると仮定する。1997年の人口問題審議会報告では、かつて子供たちは集団組織的な行動ができたが、世帯の平均子供数が減少したことと、テレビやテレビ・ゲームなどが普及して1人で遊ぶことが増えたため、協調性や組織的行動への順応性が十分はぐくまれなくなったことが指摘されている。そして、同報告は、子育て支援策によって、子供たちのこのような問題を改善していく必要があると述べている。そこで、このモデルでは、このような子育て支援

策が子供に及ぼす影響を企業の組織的行動に関する正の外部経済と見なして、他の条件を所与とすると、子育て支援策 θ (b) は生産関数のパラメータを増加させると仮定する<注6>。すなわち、パラメーター A は $A(b)$ と記すことができる。

個人の時間配分に関する仮定(3)と生産関数が収穫不変という仮定から、労働分配率 γ は時間を通じて一定になる。すなわち、 t 期における賃金を w_t 、利率を r_t 、とすると<注7>、

$$(7) \quad \gamma = w_t k_t / y_t, \quad 1 - \gamma = r_t k_t / y_t,$$

となる。この結果と生産関数が収穫不変であるという仮定を合わせると、

$$(8) \quad r_t = r = (1 - \gamma) A(b),$$

が導かれる。(8)を用いると、個人が直面する家系の予算制約式は次のようになる (IE_0 は資産残高の初期値を示す)。

$$(9) \quad \sum_{t=0}^{\infty} c_t n_t (1+r)^t = IE_0 + \sum_{t=0}^{\infty} w_t (1-b_t) (1-v_t) n_t (1+r)^t.$$

経済の成長経路は、個人が予算制約式(9)の下で効用関数(3)を最大化するような消費の経路と将来の子供数の組み合わせが満たされるように選択された各期の消費 c_t 、子供数 n_t 、子育てにあてる時間 v_t によって特徴づけられる。収穫不変の生産関数を仮定しているため、これらの解が予算制約を満たすことが成長経路における利率と所得分配を決定するので、各期における1人当たり資本ストックと産出量が決まり、さらには経済成長率 ($g_t = (y_{t+1}/y_t) - 1$) が決まる。まず、予算制約式(9)の下での効用最大化の1階条件は、各期の消費 c_t 、子供数 n_t 、子育てに当てる時間 v_t それぞれの1階条件をまとめることにより、

$$(10) \quad \{(\alpha - \sigma) [(1+g_t)^{1/\sigma}] / [\sigma \gamma A(b_t)]\} [1+A(b_t) - (1+g_t)(1+g_{t+1})] \\ + 1 - (1+g_t)^{1/\sigma} [(\theta(b_t) - 1) / \theta(b_t)] - [1 + (1-\gamma)A(b_t)(1+g_t)^{(\alpha-\sigma)/\sigma}] / [\theta(b_t)(1+g_t)] = 0,$$

$$(11) \quad 1+g_t = [\beta (1+g_t)^{\sigma-1} (1-\gamma)A(b_t)]^{1/(\alpha-\sigma)},$$

と表すことができる。これら2つの方程式によって、経済成長率 g_t と人口成長率 g_n が相互に影響を与え合う形で決定される。

方程式体系(10)と(11)では、子育て支援策が経済成長率と人口成長率に及ぼす影響を解析的に示すことが難しいので、追加的に $\alpha = \sigma$ と仮定する。これによって、(10)と(11)はそれぞれ次のようになり、子育て支援策の効果に関する比較静学が可能になる。

$$(12) \quad (1+g_t)^{1/\sigma} [(\theta(b_t) - 1) / \theta(b_t)] + [1 + (1-\gamma)A(b_t)(1+g_t)^{(\alpha-\sigma)/\sigma}] / [\theta(b_t)(1+g_t)] = 1,$$

$$(13) \quad 1+g_t = [\beta (1-\gamma)A(b_t)]^{1/(\alpha-\sigma)} / (1+g_t),$$

4. 2 子育て支援策が経済成長率に及ぼす効果

人口成長率を内生的に扱う Razin and Sadka (1995) の経済成長モデルでは、 $\alpha = \sigma$ の仮定に加えて $\theta = 1$ の仮定において、経済成長率と人口成長率との関係を分析している。彼らは、もっともらしい β と利子率 r の値の範囲では、生産性 A の増加や資本所得の分配率 γ の増加が経済成長率を上昇させるが、生産性の増加によって所与の産出量を達成するのに必要な 1 人当たり資本ストックの減少をもたらす利子率の上昇は人口成長率を低下させるという結果を示している。彼らによれば、この結果は、相対的に高い資本の収益率を示している国では人口成長率が低く、反面その国の経済成長率が高いという経験的事実と一致していると述べている。しかし、彼らは、モデルに子育てにあてる時間の効果を人口増加率に及ぼす効果に限定しているのみならず、その効果についての分析も行っていない。本稿のモデルでは、彼らのモデルを部分的に拡張して、子育て支援策の効果が子育てあてる時間の効率を高めて人口増加率にプラスの影響を及ぼすのみならず、それが子供の協調性と組織的行動能力を高めることを通じて生産力に及ぼす影響を含めているので、子育て支援策が経済成長率と人口成長率に及ぼす影響を分析することができる<注 8>。

まず、(13) を全微分して整理すると、次の式を得る。

$$(14) \quad \frac{dg_g}{dg} = - \frac{[\beta(1-\gamma)A(b)]^{\nu\alpha-\sigma}}{(1+g_g)^2} + \frac{[\beta(1-\gamma)A(b)]^{\nu\alpha-\sigma}A'(b)}{(1+g_g)(1-\sigma)} \times \frac{db}{dg},$$

(14) 式は、子育て支援策の効果がない場合には第 1 項だけになり、これはマイナスになるので、経済成長率と人口成長率が相反する関係にあることを示している。これは、Razin and Sadka (1995) と同様、従来の内生的成長モデルと同じ結果を示している。しかし、このモデルでは、子育て支援策の効果があるために、子育て支援策への負担 b を増やして支援策を増やした場合には、子育て支援策の生産力効果 $A'(b)$ と人口成長率への影響 (dg_g/db) を通じて第 2 項の影響が表れて、人口成長率と経済成長率との相互関係がより複雑になる。そこで、これらの関係を明らかにするため、(12) 式を子育て支援策の負担 b について微分すると次の式を得る。

$$(15) \quad \frac{dg_g}{db} = \theta(b)(1/\Psi)(\theta(b)-1)(-1/\Psi^2) \frac{\partial \Psi}{\partial b},$$

$$(16) \quad \Psi = (\theta(b)-1)/\theta(b) + [1+(1-\gamma)A(b)] / \{ \theta(b)[\beta(1-\gamma)A(b)]^{\nu\alpha-\sigma} \},$$

(17)

$$\frac{\partial \Psi}{\partial b} = \frac{1}{\theta(b)^2} + \frac{-\gamma A'(b)\theta(b)\Phi - \phi \{ \theta'(b)\Phi + [\theta'(b)[\beta(1-\gamma)]^{\nu\alpha-\sigma}A'(b)] / (1-\sigma) \}}{\theta(b)^2 \Phi^2}.$$

ただし、 $\Phi = \beta(1-\gamma)A(b)]^{\nu\alpha-\sigma}$ 、 $\phi = 1+(1-\gamma)A(b)$ 、とする。

以上の式が示唆することは、 $\partial \Psi / \partial b < 0$ であり、その結果、 dg_g/db が (14) 式の第 1 項をうち消すほど大きい値を取る場合には、 $dg_g/dg > 0$ となり、人口成長率の上昇と経済成長率の上昇が両立する場合があることである。このような条件が満たされない場合には $dg_g/dg \leq 0$ となるので、このモデルでも、人口成長率が低い場合の方が経済成長率が高いという従来の内生的経済成

長モデルの結果が成り立つ。これらの結果を整理すると、表6が得られる。従って、 $\beta < \Omega$ かつ子育て支援策が人口増加率に及ぼす影響が比較的小さく、 $dg_s/db < \omega$ となる場合、子育て支援策の効果は、経済成長率を上昇させる効果を発揮する ($dg_y/dg_s > 0$)。

表6 子育て支援策の効果が人口成長率と経済成長率に及ぼす影響

$\beta < \Omega$		$\Omega \leq \beta$	
$0 < \frac{dg_s}{db}$		$\frac{dg_s}{db} \leq 0$	
$0 < \frac{dg_s}{db} < \omega$	$\frac{dg_s}{db} \geq \omega$		
$\frac{dg_y}{dg_s} > 0$	$\frac{dg_y}{dg_s} \leq 0$	$\frac{dg_y}{dg_s} \leq 0$	

注： $\Omega = \theta(b_i)A'(b) [\gamma + 1/(1-\sigma)A(b_i)^{1/(1-\sigma)}] + \theta'(b_i)\phi$ ，
 $\omega = [\beta(1-\gamma)A(b_i)^{1/(1-\sigma)}(1+g_s)^2 / (1+g_s(1-\sigma))\Phi$ 。

従来の内生的成長モデルは、人口成長率と経済成長率との相反する関係が導かれるため、人口が急増する発展途上国における経済成長率の低さと人口成長率が低く高齢化の進む先進諸国の経済成長率が相対的に高いことを理論的に裏付けている。しかし、このようなモデルの帰結は、少子化社会が総需要の減少をもたらす要因になり始めている過程で、理想子供数だけ子供を持ちたいと思いつながらそれができないでいる人々に対して子育て支援策を拡充して、子供を産み育てやすい環境を整備していくことが、経済成長と両立しないという結果を導き、子育て支援策によってこれを阻むことになってしまう。しかし、このような内生的成長モデルを、子育て支援策が子育てにあてる時間の効率性を高めて理想子供数の実現に寄与して人口成長率に影響を与えるとともに、子育て支援策によって子供の協調性や組織的行動能力がはぐくまれることにより企業の組織的な生産行動に外部経済が及ぶことを含むように拡張すると、子育て支援策は人口成長に寄与すると同時に、経済成長率を上昇させる場合があることを示すことができる。この結果は、マクロ的な経済政策の観点からも子育て支援策を支持することができるという重要な意義を持っていると考えられる。

5. まとめと今後の課題

1990年代後半以降、世帯数と世帯構造の変化による消費の伸びの鈍化と、これに社会保障負担の増加がもたらす企業収益の伸び悩みによって、少子高齢化の影響は、社会保障財政のみならず、日本経済の動向にも影響を及ぼし始めている。こうした日本経済の基調の変化は日本的雇用慣行に影響を及ぼして、女性の就業形態の多様化など労働市場の変化を一層大きくしている。その一方で、待機児童数が多い県では女性の労働力率が低い傾向があることに見られるように、育児と就業の両立支援は必ずしも十分とは言えない状況にある。その結果、現在もなお、育児と就業

の両立がしやすい職場環境の整備、保育所の充実とその負担の軽減、学童保育など就学時期の子供の社会的ケアに対する要望が依然として高く、子育て支援策の進展が求められている。

終身雇用制の下では、労働者の生涯の生産性と人件費を等しくするように企業が賃金を決定するため、結婚、出産、育児を契機に継続就業が困難になる場合の多い女性の賃金が男性と比べて低くなる。その結果生じる男女賃金格差（女性の平均的な低賃金）が、留保賃金との比較で女性の就業率を引き下げる誘因となるという悪循環が生じる一因にもなっている。子育て支援策の拡充は、実証分析が示しているように女性の就業継続を促進するので、雇用形態の多様化が進んでもなお正規雇用者の終身雇用制が残る限り、子育て支援策は男女間の賃金格差を縮小させる可能性がある。これは、労働市場で女性の平均賃金を上昇させる影響を持つので、留保賃金との比較で決まる結婚、出産、育児時期の女性の就業率を上昇させる要因となる。子育て支援策は、労働市場が変化する中でなお残る日本的雇用慣行を踏まえても、なお男女間賃金格差と女性の就業率を高めるという好ましい影響を及ぼすことが期待される。

ところが、従来の経済成長論では、子育て支援策が理想子供数だけ子供を持ちたいと思っているのにそれができないでいる人々に好ましい影響を及ぼして出生数を増やして人口増加率を上げると、かえって経済成長率が低下することが導かれてしまう。この論理に従えば、マクロ経済政策的には、子育て支援策は必ずしも好ましいものではなく慎重に対処すべき問題になってしまう。しかし、このような帰結を導く経済モデルの前提をゆるめて、子育て支援策の効果を人口成長率への影響のみならず、企業行動の組織的生産活動に寄与する外部経済をもたらし影響を含めるように拡張すると、子育て支援策は人口成長率と経済成長率とともに上昇させる場合があることを示すことができる。経済構造を示すパラメーターの値によってこのような結果が成り立つ場合とそうでない場合があることは事実であるが、もしこのような場合が成り立つ場合には、子育て支援策は、経済成長率を高める影響を及ぼすので、マクロ的な経済政策の観点からも支持されることになる。

以上のように、本稿の分析結果は、少子化社会の影響が日本経済の行方を左右し始めた現在、子育て支援策は、労働市場の変化の中でなお継続就業の困難を持つ女性の就業率を高める効果と、経済成長率を高める効果を持つ可能性があることを示している。リプロダクティブ・ライツと子供の尊厳の立場から、子育ては個人の選択の問題に帰着される場合がしばしばみられるが、理想子供数だけの子供を持ちたいのにそれがもてないでいる人々の子育てに対するニーズを満たすような子育て支援策は、今後さらに充実していく必要がある。この課題が重要なのは、こうした願いを持っている人々の喜びと新たな世代の誕生につながると同時に、男女賃金格差の解消やマクロ的な経済成長率の上昇という経済的成果にもつながる可能性があるからである。

もちろん、このような結論を導いた本稿における分析にも限界がある。終身雇用制が男女間賃金格差や女性の継続就業を困難にする理由を説明する経済モデルは記述的なものに限られ、命題を導くことができるほど厳密なものではない。また、子育て支援策が経済成長率に及ぼす影響を分析したモデルでは、生産関数に収穫不変の仮定をおいておりそのことが分配率を制度的に決めるという制約をもたらししている。現実には、分配率は景気変動により変動することが知られており、こうした制約をゆるめて分析を拡張する必要がある。これらの問題は今後の課題としたい。

注1：急速に進む少子化は、女性や高齢者の就業率の増加では補えないほどの将来の労働力不足

をもたらし、これがマクロ経済の所得分配を通じた民間消費支出の減少や有効需要の減少をもたらして日本経済の成長率を低下させる要因となることが指摘されているからである（八代(2000)）。また、将来の労働力不足は、公的年金の被保険者数の減少も生じさせるため、高齢化に伴う年金受給者の増加に対応して賦課方式の年金財政を維持しようとする保険料率を次第に引き上げざるを得ず、その結果将来世代の可処分所得が減るために日本経済全体としての経済厚生が低下することが認識されるようになったからである（麻生(1998)）。

注2：高度経済成長期(1965～1970年)には総世帯の増加率は4.57%だったが、1990～1995年のそれは1.45%に低下した。総世帯から施設等の世帯を除いた一般世帯を見ると、一般世帯に占める単独世帯の割合は1975年の19.5%から1995年の25.5%に増加し、平均世帯人員数は1975年の3.28%から1995年の2.82%と減少した。さらに、一般世帯に占める6歳未満の子供のいる世帯の割合は1980年の21.1%から1995年の12.3%へ低下した反面、高齢者(65歳以上親族)のいる世帯数の割合は1980年の22.5%から29.1%に増加した。家計の単位である世帯数の伸びが低下したこと、及び消費性向が相対的に高い子供のいる世帯の割合が減り、消費性向が低い高齢者のいる世帯の割合が上昇したことは、一人あたりGDPの動向を所与と見なしても、総需要を生み出す家計消費の低下をもたらす要因となる。また、子供のいる世帯数が伸び悩み平均世帯人員数が減ることは、(グレードアップするための住替え需要を除くと)新たに広い住宅を購入する誘因が減ることを意味するため、民間住宅投資にも影響を及ぼす可能性を持っている。

注3：2.2で述べるような男女間賃金格差のために女性の平均賃金が男性と比べて低くなる結果、非正規雇用の女性労働者、すなわち女性のパート・タイム労働者や派遣労働者の賃金水準も低くなってしまふ。これは、企業が女性のパートタイム労働者や派遣労働者をより多く雇用して女性に対する労働需要を増加させるというメリットがある反面、こうした女性労働者の労働条件をいかに確保するかが問題になる。そこで、1989年に労働省は「総合的パートタイム労働対策」を打ち出し、1990年に派遣労働法を施行するとともに、1993年にパートタイム労働法を定めた。

注4：しかし、わが国の合計特殊出生率は減少の一途を辿っている。合計特殊出生率は、1970年の2.13から、1980年の1.75を経て1995年に1.42へと下がり、1999年には1.34にまで低下した。合計特殊出生率のこの値は1998年のオーストリアのそれと同じ値であり、1998年におけるイタリア(1.19)、ドイツ(1.33)、ハンガリー(1.33)の合計特殊出生率(括弧内の値)よりも若干高いが、スウェーデン(1.51)、オランダ(1.63)、デンマーク(1.72)、イギリス(1.72)、フランス(1.75)、アメリカ(2.06)それぞれの合計特殊出生率(括弧内の値)よりも低い値である。このような現実を踏まえて、人口問題審議会1997年10月報告は、少子化の要因として、妊容性のある年齢期間の女性の未婚率の上昇(晩婚化)と結婚、出産、育児の際に就業継続を困難にする企業の雇用管理を指摘して、結婚、出産、育児という個人の選択をリプロダクティブ・ライツに即して尊重しつつ、育児と就業の両立支援策や保育所政策の充実などにより、少子化対策を進める必要性を提言した。

注5：注4を参照。

注6：本稿のモデルでは、子育て支援策がもたらす子供の組織的行動能力の向上は子供が産まれ育つ時期に外部性として生産関数に影響すると想定しているため、生産関数のパラメーターAはt期の子育て支援策btの関数となっている。実際には、子供が育つ時間を考慮する必要がある。本稿でこの問題を考慮するとすれば、生産はt期末にすべて行われ、子育て支援策の影響を受けたt期の新規学卒者の能力の向上がt期末の生産活動の生産性上昇として現れることを意味

する。もちろん、子育て支援策の子供の組織的行動能力の向上にタイムラグが生じる側面をより慎重に扱う必要がある。その場合には、生産関数のパラメータは $t-1$ 期の子育て支援策 b_{t-1} の関数 $A(b_{t-1})$ と表す必要があり、予算制約は定差方程式になる。このような場合の帰結について考察することは今後の課題としたい。

注7 : Razin and Sadka(1995)のモデルには減価償却率が明示されているが、ここでは簡単化のため減価償却率はゼロと仮定した。分析の結論には本質的な影響はないと考えられるが、その値の感度分析については今後の課題としたい。

注8 : Razin and Sadka(1995)は、 θ に関する比較静学は行っていないが、資本分配率 γ 、消費の異時点間弾力性 σ 、及び個人が将来世代を思いやる気持ち altruism のパラメータ α が経済成長率と人口成長率に及ぼす影響について、数値計算を用いて考察した結果を示している。

参考文献

- Barrow, R.J. and Xavier Sala-I-Martin, 1995, Economic Growth (McGraw Hill, USA)
- Boulier, B. and M. R. Rosenzweig, (1978), "Age, Biological Factors, and Socio-economic Determinants of Fertility: A New Measure of Cumulative Fertility for Use in the Empirical Analysis of Family Size," Demography, Vol.15, No.4.
- Moffitt, R. (1984) 'Profiles of Fertility, Labour Supply and Wages of Married Women: A Complete Life-Cycle Model', The Review of Economic Studies, vol.51, pp.263-278.
- Rosenzweig, M.R. and T.P. Schultz (1985) 'The Demand for and Supply of Births: Fertility and its Life Cycle Consequences', American Economic Review, vol.75, No.5.
- Razin, A. and P. Sadka (1995) Population Economics (The MIT Press, USA)
- 浅子和美, 2001, 『マクロ安定化政策と日本経済』(岩波書店)
- 阿藤誠, 2000, 『現代人口学—少子高齢社会の基礎知識』(日本評論社)
- 安部由紀子・大竹文夫, 1995, 「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給動」『季刊社会保障研究』第31巻2号
- 有沢廣巳, 1956, 「賃金構造と経済構造」中山伊知郎編『賃金基本調査』東洋経済新報社
- 今田幸子, 1996, 「女子労働と就業継続」『日本労働研究雑誌』No.433.
- 大沢真知子, 1995, 『経済変化と女子労働—日米の比較研究』(日本評論社)
- 小尾恵一郎, 1969, 「労働供給の理論」、西川俊作編『労働市場』日本経済新聞社
- 金子能宏, 1998, 「雇用の多様化と社会保障」『経済セミナー』No.524.
- 川口章, 1999, 「コース選択と賃金選択」『日本労働研究雑誌』No.472.
- 厚生省監修『厚生白書』各年版
- 厚生省児童家庭局編, 1994, 『保育問題検討会報告書』
- 国立社会保障・人口問題研究所編『人口統計資料集』各年版
- 小島宏, 1995, 「結婚、出産、育児および就業」大淵寛編『女性のライフサイクルと就業行動』(大蔵省印刷局)所収
- 小林裕, 2000, 「パートタイマーの基幹労働力化と職務態度」『日本労働研究雑誌』No.479.
- 滋野由紀子・大日康史, 1998, 「育児休業制度の女性の結婚と就業継続への影響」『日本労働研究雑誌』No.459.